

2023年8月22日

各位

会社名 株式会社オートサーバー
代表者名 代表取締役社長 高田 典明
(コード番号：5589 東証スタンダード・名証メイン)
問合せ先 常務取締役 山本 林
(TEL. 03-6842-8534)

募集株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2023年8月22日に開催の当社取締役会において、当社普通株式の株式会社東京証券取引所スタンダード市場及び株式会社名古屋証券取引所メイン市場（以下、「取引所」という。）への上場に伴う募集株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|----------------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 400,000 株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定
(2023年9月5日開催の取締役会で決定する。) |
| (3) 払込期日 | 2023年9月25日（月曜日） |
| (4) 増加する資本金の額及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2023年9月14日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5). 募集方法 | 発行価格での一般募集とし、株式会社SBI証券に全株式を引受価額で買取引受させる。

引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。 |

.....
ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。
.....

- (6) 発行価格 (募集価格) 未定 (募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2023年9月14日に決定する。)
- (7) 申込期間 2023年9月15日 (金曜日) から
2023年9月21日 (木曜日) まで
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 株式受渡期日 2023年9月26日 (火曜日)
- (10) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は発行価格と同時に決定する。
- (11) 払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 豊橋支店
- (12) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定し、その他必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,600,000株
- (2) 売 出 価 格 未定 (上記1.における発行価格と同一となる。)
- (3) 売出人及び売出株式数 愛知県豊橋市下地町字若宮 66番地
朝日ホールディングス株式会社 1,469,400株
- 愛知県豊川市平尾町井ノ間 13番地7
株式会社ACエナジー 130,600株
- (4) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、株式会社SBI証券、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、みずほ証券株式会社、東海東京証券株式会社、松井証券株式会社、アイザワ証券株式会社、岡三証券株式会社及びむさし証券株式会社に全株式を引受価額で買取引受させる。
なお、本売出株式の一部は、株式会社SBI証券の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場 (た

.....
 ・ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成
 ・されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届
 ・出目論見書 (並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いい
 ・たします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、
 ・1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除
 ・き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国にお
 ・ける証券の募集は行われません。
 ・.....

だし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがある。

- | | |
|-----------------|--|
| (5) 申 込 期 間 | 上記 1.における申込期間と同一である。 |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 上記 1.における申込株数単位と同一である。 |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 上記 1.における株式受渡期日と同一である。 |
| (8) 引 受 人 の 対 価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向け
売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総
額が引受人の手取金となる。引受価額は、上記 1.における
募集株式の引受価額と同一となる。 |
- (9) その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また上記 1. において定める公募による募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- | | |
|--|---|
| (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 | 当社普通株式 300,000 株 (上限)
(オーバーアロットメントによる株式売出しに係る売出株
式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により
減少若しくは中止される場合がある。なお、売出株式数
は、需要状況を勘案した上で、2023 年 9 月 14 日 (発行価
格等決定日) に決定される。) |
| (2) 売 出 価 格 | 未定 (上記 1.における発行価格と同一となる。) |
| (3) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 | 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
株式会社 S B I 証券 300,000 株 (上限) |
| (4) 売 出 方 法 | 売出価格での一般向け売出しである。 |
| (5) 申 込 期 間 | 上記 1.における申込期間と同一である。 |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 上記 1.における申込株数単位と同一である。 |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 上記 1.における株式受渡期日と同一である。 |
| (8) その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。 | |
| (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また上記 1. において定める公募による募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。 | |

.....
● ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成
されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届
出目論見書 (並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いい
たします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、
.....
● 1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除
き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国にお
ける証券の募集は行われません。
.....

4. 第三者割当による募集株式発行の件

- | | |
|---|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 300,000 株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定（上記 1. における公募による募集株式の払込金額と同一となる。） |
| (3) 割当価格 | 未定（なお、上記 1. における引受価額と同一とする。） |
| (4) 払込期日 | 2023 年 10 月 25 日（水曜日） |
| (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (6) 割当先及び割当株式数 | 株式会社 S B I 証券 300,000 株
なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、本募集株式発行を中止するものとする。 |
| (7) 払込取扱場所 | 株式会社三菱UFJ銀行 豊橋支店 |
| (8) 申込株数単位 | 上記 1. における申込株数単位と同一である。 |
| (9) 募集株式の払込金額及びその他本募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は今後開催予定の取締役会において決定し、その他本募集株式発行に必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。 | |
| (10) 上記 3. において定めるオーバーアロットメントによる売出しが中止された場合には、本募集株式発行も中止する。 | |

.....
● ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。
●

[ご 参 考]

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 募 集 株 式 | 当社普通株式 400,000 株 |
| (2) 売 出 株 式 数 | ①引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 1,600,000株
②オーバーアロットメントによる売出し(*)
当社普通株式 上限 300,000株 |
| (3) 需 要 の 申 告 期 間 | 2023 年 9 月 7 日 (木曜日) から
2023 年 9 月 13 日 (水曜日) まで |
| (4) 価 格 決 定 日 | 2023 年 9 月 14 日 (木曜日)
(募集価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。) |
| (5) 申 込 期 間 | 2023 年 9 月 15 日 (金曜日) から
2023 年 9 月 21 日 (木曜日) まで |
| (6) 払 込 期 日 | 2023 年 9 月 25 日 (月曜日) |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 2023 年 9 月 26 日 (火曜日) |

(*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、投資家の需要状況を勘案し、株式会社 S B I 証券が300,000株を上限に追加的に行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、株式会社 S B I 証券が当社株主である朝日ホールディングス株式会社（以下、「貸株人」という。）から借受ける株式であります。

これに関連して、株式会社 S B I 証券は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、引受価額と同一の価格で当社が新たに追加的に発行する当社普通株式の割当を受ける権利（以下、「グリーンシュエーション」という。）を、2023年10月20日を行使期限として当社から付与される予定であります。また、当社は2023年8月22日開催の当社取締役会において、株式会社 S B I 証券を割当先とし、払込期日を2023年10月25日とする当社普通株式300,000株の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っています。株式会社 S B I 証券は、貸株人から借受けた株式を、グリーンシュエーションの行使又は下記のシンジケートカバー取引若しくはそ

.....
●ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成
●されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届
●出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いい
●たします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、
●1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除
●き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国にお
●ける証券の募集は行われません。
●.....

株式会社ＳＢＩ証券は、上場日（2023年9月26日）から2023年10月20日までの期間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行う株式数を上限とし、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、株式会社東京証券取引所または株式会社名古屋証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、株式会社ＳＢＩ証券は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、グリーンシュエアオプションを行使しない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	6,400,000株
公募増資による増加株式数	400,000株
公募増資後の発行済株式総数	6,800,000株
第三者割当増資による増加株式数	300,000株
第三者割当増資後の発行済株式総数	7,100,000株

3. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額957百万円に、本件第三者割当増資における手取概算額上限736百万円を合わせた手取概算額上限1,694百万円については、以下に充当する予定です。

なお、いずれの使途についても、具体的な充当時期までは、金融商品等での運用は行わず現預金として保持していく方針であります。

- ① 設備投資資金として562百万円（2023年12月期：119百万円、2024年12月期：194百万円、2025年12月期：249百万円）を充当する予定です。ASNET（注1）会員の利便性向上を目的としたASNETの機能拡張や取引処理システムの開発、業務効率のさらなる向上を目的とした業務管理システムの開発、BCP対策を目的としたハードウェアの購入を予定しています。

6

- ② 運転資金の一部として831百万円（2023年12月期：831百万円）を充当する予定です。その理由としては、当社はASNET事業においてASNET会員が中古車を落札した場合、車両代金等を立て替え払いを行っており、安定的かつ信頼できる取引プラットフォーム運営のためには、取引台数に応じ、常に一定程度の現金を手元に確保しておく必要があるからです。加えて、現在、支払い期限が長い取引の提供を開始しており、この取引量が今後拡大することを見込んでおり、そのための現金の確保も必要となります。
- ③ 残額300百万円については、当社の財務体質の強化のため、短期借入金の返済（注2）（2023年12月期：300百万円）に充当する予定です。

（注1）ASNETとは、当社が運営する中古車取扱事業者がインターネット上で中古車を売買することのできる会員制サービスプラットフォームをいいます。

（注2）当社はASNET事業においてASNET会員が中古車を落札した場合、車両代金等の立て替え払いを行っており、安定的かつ信頼できる取引プラットフォーム運営のためには、取引台数に応じ、常に一定程度の現金を手元に確保しておく必要があることから、この一部を金融機関からの借入金によって賄っております。

（注3）手取概算額は有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,670円）を基礎として算出した見込額であります。

.....
● ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。
.....

(1)利益配分の基本方針

配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。なお、当社は取締役会の決議により、6月30日を基準日として、中間配当ができる旨を定めております。また、当社は2023年3月30日開催の定時株主総会において、資本政策及び配当政策の機動的な遂行を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となる定款の一部変更議案を付議し、承認されました。

内部留保資金につきましては、今後予想される中古車流通業界における競争の激化への対処、並びに、システム投資等経営基盤のさらなる充実・強化のために活用する方針であります。

今後の株主に対する利益配分の具体的増加策につきましては、利益配分の基本方針に沿って、1株当たり当期純利益の増大によって実現させる予定であります。

	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期
1 株当たり当期純利益	4,139.72円 (206.99円)	214.16円	188.66円
1 株当たり配当額	1,200.00円 (60.00円)	62.50円	55.00円
(1 株当たり中間配当額)	—	—	—
実績配当性向	29.0%	29.2%	29.2%
自己資本当期純利益率	20.5%	18.4%	14.5%
純資産配当率	5.9%	5.4%	4.2%

1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数であり

8

ます。

3. 当社は2023年3月3日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、2021年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

また、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）及び株式会社名古屋証券取引所の引受担当責任者宛通知「『上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（2008年4月4日付名証自規G第8号）に基づき、2020年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を（）内に記載しております。なお、2020年12月期の数値については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

5. 配分の基本方針

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

6. ロックアップについて

上記1. の公募による募集株式発行並びに上記2. の引受人の買取引受による売出しに関して、売出人かつ貸株人である朝日ホールディングス株式会社、当社役員である萩原 外志仁、高田 典明及び山本 林並びに当社株主（新株予約権者を含む。）である株式会社富商、株式会社アップルコーポレーション、山岸 正典、吉田 昌延、大須賀 喜裕、石津 健吾、安達 秀子、上柳 隆裕、岩城 秀彦、葛西 義智、若林 哲、遠藤 敏昭、石倉 満典、高柳 博晃、竹谷 拓恒、白井 雄一、橋本 三枝子、山本 貴之、末松 賢二、下馬 旬也、榎本 正彦及び山田 弘樹は株式会社SBI証券（以下、「主幹事会社」という。）に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2024年3月23日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式（当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式を含む。）の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）は行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2023年8月22日開催の当社取締役会において決議された株式会社SBI

.....
●ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成
●されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届
●出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いい
●たします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、
●1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除
●き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国にお
●ける証券の募集は行われません。
●.....

I 証券を割当先とする第三者割当増資等を除く。)を行わない旨を合意しています。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しています。

(注) 上記「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以上

.....
● ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成
● されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届
● 出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いい
● たします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。米国においては、
● 1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除
● き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国にお
● ける証券の募集は行われません。
●